

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係(TEL 2172)に連絡ありたい。

電 信 写

太政事外外儀官
務務 典房
次次
臣官官報長長
儀總入電厚計
書文会在海
参企析調
參領旅查科

総 番 号 (T A) 52010

主 管

74年 1月 13日 19時 20分 韓 国 発

74年 12月 13日 19時 40分 本 省 着

アヒ

外 務 大 臣 殿 後宮 大使 臨時代理大使 総領事 代理

旧軍人、軍属等韓国人遺孤の引渡し問題

第 2867号 平

13日付東ア日報は、「在日韓国人遺孤922体20日帰国」と題して、東京特派員発で本件を社会面で大きくとり上げているところ、その要旨次のとおり。

1. 第2次大戦中に戦はつ、東京市内ユウテンジにはう安されている韓国人遺孤2,083体の中で922体が来たる20日韓国にはうかんされることになった。

この遺孤のほうかんは補償金の金額の外に一括ほうかんを主張した韓国側と韓国に遺族が居る遺孤だけ返すことにするという日本側のいわゆる遺族主義が対立し、その交渉がこう着していたが、最近日韓間で遺族が韓国に住んでいるものと確認された922体を先ず返すことに合意したのであり、補償金の問題は日韓会談における請求権問題の解決によつて原則的に結末がついたものと見なし、まいぞう賃などの名目により若干の補助金を支払うことに合意したと伝えられた。

2. 最近、韓国国会で通過した民間請求権補償法には1体当たり30万

ア	次地中東
役米	東一西
參北	參北基保
參一一	參西東洋
參西	西東

近	參近中ア
ア	次總經國
長	經國
經	參政技
參	技音同
參	涉系協規
參	參政經科
參	軍社專
參	參道内外
參	參一二

注 意

電 信 写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係(TEL 2172)に連絡ありたい。

ウォンずつ支給することになつており、先に240体をかえした際、日本政府がまいぞう費として1万ウォンずつを支給したことがある。

また、韓国側は非公式に1体当たり10余万ウォンの補償金を要求したこともあるつて、この問題はまもなく妥結されるものと報ぜられた。

ほうかんに先立つて19日にはユウテンジでいれいさいがとり行なわれる予定であり、20日にはハネダ空港を立つてフサン水営飛行場に向い、23日、フサン市民会館においていれいさいが挙行される予定である。

遺族が取りに来ない遺こつはフサン市立公えんば地に建てられている納こつどうにはう安されるようになるが、韓国までのほうかんには日本厚生省の高位当局者が同行し、韓国側では納こつどうの管理者ティ・キエイ氏などがこの業務のためすでに渡日している。

(了)